

医薬品の登録販売者試験の不正受験に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年十一月十五日

藤井基之

参議院議長 平田健二殿

医薬品の登録販売者試験の不正受験に関する質問主意書

今般、大手スーパーの西友が一般用医薬品の登録販売者試験を受験する従業員に発行した実務経験証明書に虚偽があつたとの報道がなされている。登録販売者は平成十八年に改正された薬事法において、第一類医薬品以外の一般用医薬品の販売等に従事する新たな専門家として位置づけられ、その資質を有することを認るための登録販売者試験に合格しなければならない。また、登録販売者試験の受験資格として、高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者については、一年以上医薬品の販売に従事したことが求められている。一般用医薬品が適正に使用されるための必要な情報提供等を行うことができる専門家として、医薬品販売における実務経験は重要な要件とされている。

従つて、今回のような不正受験は、改正された薬事法の趣旨に著しく背く行為であり、一般用医薬品によるセルフメディケーションの促進にも悪影響を及ぼすものと憂慮するものである。

そこで、登録販売者の資質の確保の在り方等について、以下質問する。

一 登録販売者試験の合格者数及び従事者数について年度別に示されたい。

二 今回のような実務経験に係る不正受験については過去にも発覚しているが、これまでの不正受験の実態

二
について、示されたい。

三 今回の西友における不正受験問題に対して、どのように対応していくのか具体的に示されたい。

四 虚偽の実務経験証明書が発行されないようにするため、どのような対策を考えているのか、具体的に示されたい。

右質問する。